

○1-1 船舶安全法施行規則

				(傍線の部分は改正部分、二重傍線の部分は新設又は削除部分)			
改		正	後	改		正	前
(検査の引継ぎ又は委嘱) 15.1 (a) (略) 15.2 (a)・(b) (略)				(検査の引継ぎ又は委嘱) 15.1 (a) (略) 15.2 (a)・(b) (略)			
甲運輸局長等 殿		検査委嘱申請書		甲運輸局長 殿		年 月 日	年 月 日
申請者の氏名又は 名称及び住所 (略)		申請者の氏名又は 名称及び住所 (削る) (略)		年 月 日		申請者の氏名又は 名称及び住所 (略)	印
(報告等) 50-2.1 (a) (略)		事故等報告書		(報告等) 50-2.1 (a) (略)		年 月 日	年 月 日
殿				殿		船長又は船舶所有者の 氏名又は名称及び住所 (削る) (略)	印
(b)～(d) (略)				(b)～(d) (略)			
<u>附 則</u> (令和2年12月23日) (施行期日)				本改正後の心得は、令和3年1月1日から施行する。 押印不要関係法令の施行日にあわせるもの。			

○1-3 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則

				(傍線の部分は改正部分、二重傍線の部分は新設部分)		
	改	正	後	改	正	前
(整備規程の供与等)				(整備規程の供与等)		
27.1 (a) (略)	27.1 (a) (略)	27.3 (a) 檢認は、整備規程の認可を受けた者の社内規程により検認をする者として定められた者が行い、検認を行った者は当該整備規程に検認した年月日を記入し、かつ、記名すること。	27.3 (a) 檢認は、整備規程の認可を受けた者の社内規程により検認をする者として定められた者が行い、検認を行った者は当該整備規程に検認した年月日を記入し、かつ、 <u>記名押印</u> すること。	27.1 (a) 檢認は、整備規程の認可を受けた者の社内規程により検認をする者として定められた者が行い、検認を行った者は当該整備規程に検認した年月日を記入し、かつ、 <u>記名押印</u> すること。	27.1 (a) 檢認は、整備規程の認可を受けた者の社内規程により検認をする者として定められた者が行い、検認を行った者は当該整備規程に検認した年月日を記入し、かつ、 <u>記名押印</u> すること。	27.1 (a) 檢認は、整備規程の認可を受けた者の社内規程により検認をする者として定められた者が行い、検認を行った者は当該整備規程に検認した年月日を記入し、かつ、 <u>記名押印</u> すること。
<u>附 則</u> (令和2年12月23日) (施行期日)	本改正後の心得は、令和3年1月1日から施行する。					

○3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示

				(傍線の部分は改正部分、二重傍線の部分は移動、新設又は削除部分)	
	改	正	後	改 正 前	備 考
	(固定式水系消火装置)			(固定式水系消火装置)	
15-2. 0. 1(a)・(b)	(略)			15-2. 0. 1(a)・(b) (略)	
15-2. 0. 2(a)	附屬書[3]「MSC/Circ. 1430/Rev. 1」に基づくロールオン・ロールオフ貨物区域等における固定式水系消火装置の基準」に適合する固定式水系消火装置は、管海官庁が適当と認めるものとして取り扱って差し支えない。			15. 2 (a) 附屬書[3]「MSC/Circ. 1430 に基づくロールオン・ロールオフ貨物区域等における固定式水系消火装置の基準」に適合する固定式水系消火装置は、管海官庁が適当と認めることとして取り扱って差し支えない。	
	附屬書[3] MSC/Circ. 1430/Rev. 1に基づくロールオン・ロールオフ貨物区域等における固定式水系消火装置の基準			附屬書[3] MSC/Circ. 1430 に基づくロールオン・ロールオフ貨物区域等における固定式水系消火装置の基準	
3 共通要件				3 共通要件	
3. 1	(略)			3. 1 (略)	
3. 2	それぞれの区画は、それぞれ1の区画制御弁によって分離することができるものであること。			3. 2 それぞれの区画は、それぞれ1の区画制御弁によって分離することができる、当該制御弁は、次に掲げる要件に適合するものであること。	
				.1 保護される区画の外部であつて容易に近づくことがでる場所に設置されおり、その位置は明確かつ恒久的に表示されていること。	
				.2 直接、又は保護される区画の外部にある制御装置によつて、手動で開閉できること。	
				.3 関係者以外の者が操作することを防止するための措置が講じられていること。	
				.4 通風された場所に設置されていること。	
				3. 2. 1 (新設)	
				3. 2. 1 区画制御弁は、次に掲げる要件に適合するものであること。	
				.1 保護される区画の外部であつて容易に近づくことができる場所に設置されており、その位置は明確かつ恒久的	

に表示されていること。

- .2 直接、又は保護される区画の外部にある制御装置によつて、手動で開閉できること。
- .3 関係者以外の者が操作することを防止するための措置が講じられていること。

.4 通風された場所に設置されていること。

- .5 常時船員が配置される制御場所又は非常用制御場所（設けられる場合に限る。）には、区画制御弁の開閉状態を示す表示を設けること。

3.2.2 デルージシステムの区画制御弁の開閉及びポンプの発停

は、バルブ室及び常時船員が配置される制御場所又是非常用制御場所（設けられる場合に限る。）において作動できるものであること。また、当該場所において、ポンプの作動状態及びバルブマニホールド内の圧力が表示されるよう措置すること。

3.3～3.22 (略)
(削る)

3.3～3.22 (略)
3.23 次のものが設置される場合には、継続して人員が配置される場所（船橋、制御場所等）又は安全センターに集中配置すること。

- .1 デルージシステム用の放水制御装置
- .2 CCTV システム用のモニター
- .3 火災探知装置の制御盤（又は表示盤）
- .4 すべてのポンプ装置の放水側の水圧および全ての弁位置の表示器

3.23 (略)
4 規範に基づく追加要件

- 4.1～4.4 (略)
- 4.5 スプリンクラヘッド又はノズルは、次の事項を考慮して設置すること。
 - .1 貨物により損傷しない場所に設置すること。

MSC/Circ. 1430/R
4.5 保護区域内の車両又は貨物の上部又は間に放水するため、スプリンクラヘッド又はノズルは、甲板下0.6mまでの間の位置に設置し、それぞれの相互間の距離は、3.2m以下内容を反映させ

<p><u>.2 放水が妨げられない位置に設置すること。</u></p> <p><u>.3 保護区域内のすべての車両又は貨物の上部及び間に放水できること。</u></p>		<p>であること。なお自動スプリンクラヘッド又は自動ノズルの、については、作動時間及び放水に関して十分機能するよう設計すること。</p>
4. 6～4.10 (略)	4. 6～4.10 (略)	MSC/Circ. 1430/R ev. 1 の適用日にあわせるもの。
5 性能に基づく追加要件	5 性能に基づく追加要件	MSC/Circ. 1430/R ev. 1 の適用日にあわせるもの。
5. 1～5. 5 (略)	5. 1～5. 5 (略)	
5. 6 (略)	5. 6 (略)	
5. 6. 1 (略)	5. 6. 1 (略)	
5. 6. 2 監視装置は、保護区画の全ての部分を対象とすること。 ただし、固定された全通甲板の下の位置から、監視装置が煙又は火災を確認できる場合には、可動式甲板の下に設置する必要はない。 <u>常時船員が配置される制御場所又は非常用制御場所（設けられる場合に限る。）には、監視装置のミニターを設けること。</u>	5. 6. 2 監視装置は、保護区画の全ての部分を対象とすること。 ただし、固定された全通甲板の下の位置から、監視装置が煙又は火災を確認できる場合には、可動式甲板の下に設置する必要はない。 <u>常時船員が配置される制御場所又は非常用制御場所（設けられる場合に限る。）には、監視装置のミニターを設けること。</u>	MSC/Circ. 1430/R ただし、固定された全通甲板の下の位置から、監視装置が煙又は火災を確認できる場合には、可動式甲板の下に設置する必要はない。
5. 6. 3 (略)	5. 6. 3 (略)	
<p><u>附 則（令和2年12月23日）</u> (施行期日)</p> <p>本改正後の心得は、令和3年1月1日から施行する。</p>		